

公共サービス改革法の施行に関する改善措置

平成 23 年 9 月 26 日
公共サービス改革推進室

I. 改善措置の趣旨及び経緯

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）では、「政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨規定（附則第 2 項）。

この規定に基づき、内閣府では、法の施行状況と課題について、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の委員及び専門委員、外部有識者、国の行政機関等から意見を聴取して検討し、監理委員会での審議を経て、以下のとおり、順次、必要な改善措置を実施している。

II. 改善措置の内容及び実施状況

1. 事業選定方針、プロセスの明確化

法に基づく入札の対象事業選定について、国の行政機関等における検討、内閣府との調整、監理委員会における審議等の一連の取組を円滑に進めるため、内閣府より事業選定の方針及びプロセスを提示。また、事業選定に係る監理委員会の関与、プロセスの公開性の観点から、事業選定は監理委員会の公開ヒアリングを中心に行う（平成 23 年度事業選定から実施予定）。

2. 官民競争入札の事業選定プロセス

官民競争入札が国の行政機関等にとって当該組織の在り方に深く影響を与えるものであることに鑑み、各機関が実施している行政改革（組織・定員・業務見直し）の取組と連携した対象事業選定を行う（平成 23 年度は、民間委託方針が中期目標・計画等に明示された独立行政法人を対象として、民間委託の取組状況を調査の上、官民競争入札対象事業を選定）。

3. 民間提案の活性化

公共サービスの実施に当たり民間事業者の創意工夫がより一層発揮され、また、民間事業者の視点に立った事業選定が促進されるよう、民間事業者との意見交換の場を設け、連携を強化（本年 6 月より開始）。これらを通じ、法に基づく民間事業者からの情報公表要請、意見提案の活性化を図る。

4. 業務フロー・コストの分析及び情報開示の推進

公共サービスの質の向上と経費の削減を図るため、管理会計手法を活用した業務フロー・コストの分析及び情報開示を行い、民間事業者の創意工夫による業務改善提案を促進等（本件に関する指針の作成に向け、国、独立行政法人等における取組事例の整理、パイロット事業の試行等を取組中）。

5. 総合評価落札方式の基準・指標の明確化

総合評価落札方式の評価項目、配点等に関する運用が十分に整理されていない現状に鑑み、法に基づく入札における総合評価落札方式の実施状況を分析した上、評価項目や配点の基準・指標を定め、入札・契約の合理化、効率化を図る（今年度中に標準例 4 例程度を作成するよう取組中）。

6. 総合評価落札方式以外の落札者決定方式の適用

法に基づく入札の対象事業のうち、事業実施のための技術が現状では未成熟又はある程度定型化しているものについて、総合評価落札方式以外の新たな落札者決定方式（実施体制・方法に係る提案書の新たな評価方法）を適用することの妥当性を検討し、適用方針を策定。

7. 実施要項の標準例、評価マニュアル等の整備

実施要項作成や事業評価の効率化を図る観点から、①実施要項の標準例を作成（暫定版を利用開始）。②評価書作成マニュアルを整備するとともに、評価書のポイントをまとめた「評価の概要」を作成（措置済）。③事業選定から評価結果までの一連の経緯が把握できる「実施事業ポイントシート」を事業毎に作成しデータベースを整備（今秋中に整備完了予定）。

8. 入札監理小委員会における審議の効率化

入札監理小委員会での実施要項、事業評価の案件数が増加する中、審議の効率化と審議内容の充実を図るため、可能な限り書面審議を活用するとともに、事前に審議資料を専門委員に審議いただく取組を導入（開始済）。

9. 改革の有効性を確保する「卒業」プロセスの検討

法に基づく入札により良好な実施結果が得られた一定の事業について、改革の有効性を確保しつつ、監理委員会の関与を軽減する等のプロセスの構築を進め、国の行政機関等による自主的、自律的な取組を促す。

10. 地域における公共サービス改革

内閣府のホームページ（10月に「地域」サイトを拡充）、メールマガジン（11月から配信開始）、地方公共団体との研究会（今年度に東京と地方都市2～3か所で開催）により、先進事例等の情報提供、意見交換を実施。

また、地方公共団体が改革に取り組む際に支障となる国の制度・運用や全国的課題について、関係省庁等との調整を含め、その改善を図る（当面、①公金の債権回収の民間委託に係る課題、②いわゆる「偽装請負」の指摘、③地方公務員の委託先への派遣について取り組む）。